

介護保険料を改定

年間2,400円アップ(65歳以上の基準額)

公 六 四 健康介護班へ 問い合わせは、 介護保険料等に関するお 一四七二 住民福祉課

担となるように分かれます。 階をもとに、所得に応じた負 の六段階で、基準となる四段 など十一人で構成) で検討し、 険者、 医師、 営協議会(利用者家族や被保 りと算定。 じて設定されます。 それに伴う費用の見込みに応 見直され、サービス利用料や、 介護費用総額を二十億円あま この度の改定額としました。 |十|年度~二十三年度)の 村では、今後三年間 (平成 所得段階はこれまでと同様 介護保険料は、三年ごとに 関川村介護保険運 サー ビス事業者

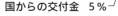
介護保険の財源内訳

1割	9 割					
自己負担	20 % 第1号保険料 (65才以上)	30 % 第 2 号保険料 (40オ~64オ)	12.5% 村負担	12.5% 県負担	20% 国負担	

十歳~六十四歳) の保険料は、

国が毎年定めて

なお、第二号被保険者(四





所得段階	対象となる方	保険料調整率	保険料(年額)
1	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、 世帯全員が村民税非課税の方	基準額 × 0.5	25,200円
2	世帯全員が村民税非課税の方で、本人の年金 収入が80万円以下の方等	基準額 × 0.5	25,200円
3	世帯全員が村民税非課税の方で、第2段階に 該当しない方	基準額 × 0.75	37,800円
4 (基準)	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本 人は村民税非課税の方	基準額 × 1.0	50,400円
5	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円未満の方	基準額 × 1.25	63,000円
6	本人が村民税課税で、前年度の合計所得金額 が200万円以上の方	基準額 × 1.5	75,600円

または大正5年4月1日 老齢福祉年金:明治44年4月1日以前に生まれた方、

以前に生まれた方が受けている年金です。

合計所得金額:収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算

方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療 費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護報酬改定(プラス三%) に伴う 保険料上昇分の軽減措置

が急激に上昇しないよう、緊急特別対策による軽減措置が講じ ス三%改定されました。 この改定によるプラス分が保険料に反映されますが、保険料 介護に従事する人の処遇を改善するために、介護報酬がプラ

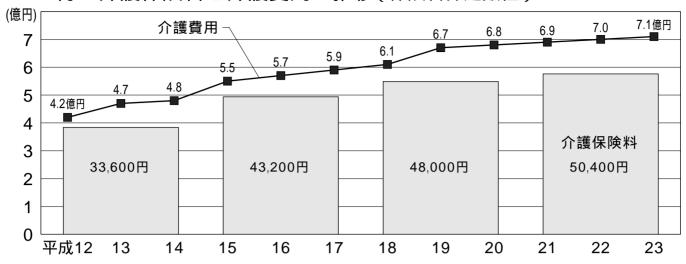
られています。

料を納めていただくことになります。

されました。介護認定者の増加を背景に、基準額で年間 |千四百円の増額。今後三年間は、この度改定した保険

六十五歳以上 (第一号被保険者) の介護保険料が改定

村の介護保険料と介護費用の推移(保険料算定数値)



介護保険料の納め方は?

保険料の納め方は、年金の受給額によって以下の2通りに分かれます。

特別徴収

年金が、年額18万円以上の方 年金から天引きになります。

保険料が年金の支払月(年6回)に天引きになります。

年度の途中で特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6ヶ月後から保険料が年金から天引きになります。



6月の村民税確定後に介護保険料の年額を 決定します。そのため、4月、6月、8月は 暫定の保険料での徴収となります。前年度の 2月分と同じ保険料額となります。 前年の所得をもとに確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を3回で割ります。

普通徴収

年金が、年額18万円未満の方 納付書あるいは口座振替で納めていただきます。

保険料を納期限までに納付して下さい。納期限は7月から翌年2月までの年8期となっています。 村から通知書と納付書を送付します。

関川村役場税務会計課会計班・村上信用金庫関川支店・にいがた岩船農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行で納付できます。

7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 本 徴 収

前年の所得をもとに確定した年間保険料額を納期数(8期)で割ります。



便利で確実な口座振替を!

口座振替の手続きは、指定金融機関(村上信用金庫関川支店・にいがた岩船 農協関川支店・第四銀行坂町支店・ゆうちょ銀行)または関川村役場住民福 祉課で手続きが出来ます。通帳と通帳印をお忘れなく!